令和元年度 研修実施計画

番		2 4 to the	±1 & +v	計画	i人員(ノ	()	実施時期	日数	研修	/++ -1/
番号の名称	研修の必要性 	主 な 内 容 	対 象 者	計	民	玉	(月/日)	(日)	実施課等	備考
1 森林計画(基礎)	森林の適正な利用及び整備に向けた森林計画制度 の適切な運用を図るため、森林計画制度に関する基 礎的な知識及び技術を習得させ、森林計画に関する 実務ができる者を育成する。	森林計画制度の体系 各種森林計画の概要と意義及びその運用 森林計画作成(ゾーニング)演習	地方公共団体職員及び森林管理 局・署等職員(業務担当経験年数 がおおむね3年以下の者)等	35	28	7	12/9 ~ 12/13	5	本 所	
2 森林計画 (森林調査・計画策定)	森林の適正な利用及び整備に向けた森林計画制度 の適切な運用を図るため、最新の森林情報、調査手 法、計画量の算出等に関する知識及び技術を習得さ せ、実効性の高い森林計画を策定できる者を育成す る。	最新の森林調査の技術 森林調査の手法 森林計画の推進 森林計画量算定等の実務	地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおむね2年以上の者、森林計画(基礎)研修修了者あるいは同研修修了者と同等の知識を有する者)等	25	18	7	11/25 ~ 11/29	5	本 所	
3 森林立地·施業技術		土壌の調査手法 立地環境と造林、森林管理の関係 森林の多面的機能発揮のための森林施業	地方公共団体職員及び森林管理 局・署等職員(業務担当経験年数 がおおむね2年以上の者)、森林総 合監理士等	25	18	7	9/30 ~ 10/4	5	本 所	山梨県 ^{※1} (年次プラン) 【森林総合監理士 フォローアップ研修】
4 生物多様性保全	地域の自然的・社会的状況に応じた実効性のある生物多様性保全を図るため、生物多様性保全の知識及び生物多様性保全に配慮した森林施業を実行する際の留意点等を習得させ、生物多様性保全について的確に指導できる者を育成する。	生物多様性をめぐる動き 森林生態系と生物多様性 生物の多様性を豊かにする森林管理	地方公共団体職員、森林管理局· 署等職員、森林総合監理士等	21	14	7	11/11 ~ 11/15	5	本 所	山梨県 ^{※1} 【森林総合監理士 フォローアップ研修】
5 森林環境教育	森林の多様な利用を図るため、森林と人との共生に 係る多様な活動に関するコーディネート能力の向上に 必要な知識及び技術を習得させ、森林環境教育の企 画立案を行える者を育成する。	森林環境教育の現状 森林環境教育等の課題と推進方策 森林環境教育等の企画と実践	地方公共団体職員、森林管理局· 署等職員等	24	10	14	9/24 ~ 9/27	4	本 所	
6 山村振興·地方創生推進	山村振興及び地方創生の推進を図るため、地域資源 を活用した都市住民や企業との連携の在り方、山村 振興に向けた活動促進策等に関する知識を習得さ せ、地域活性化の方策を企画・立案できる者を育成す る。	山村と都市や企業等の連携 地域資源を活用した地域づくり	地方公共団体職員、森林管理局· 署等職員等	20	13	7	2/4 ~ 2/6	3	本 所	
7 特用林産	山村地域の重要な収入源、就業機会の確保等に資する特用林産の振興に資するため、生産技術や特用林産物を活用した地域振興など特用林産物の生産・流通、食の安全確保等に関する知識及び技術を習得させ、地域における特用林産の普及指導ができる者を育成する。	特用林産物に関する知識、生産技術 安全な特用林産物の供給 特用林産物を活用した地域振興の取組	地方公共団体職員等	20	20	0	7/1 ~ 7/5	5	本 所	山梨県 ^{※1}
8 森林整備事業	森林整備事業等の効果的な推進を図るため、事業の 執行方法や集約化、作業システム、搬出間伐、継続 的に利用できる路網整備等についての知識及び技術 を習得させ、森林整備事業等の適切な運用や林業事 業体等に対する適切な指導ができる技術者を育成す る。	森林整備事業の概要 森林整備の新たな取組 施業集約化の取組 効率的な作業システムの構築 継続的に利用できる路網整備	地方公共団体職員及び森林管理 局・署等職員(初任者レベルの者) 等	35	28	7	5/27 ~ 5/31	5	本 所	
9 林道技術者育成1		林道の設計に関する知識・技術の概要 林道を設計するための基本的な現場実務 林道工事の監督業務や林道の維持管理に関する知識 施設災害復旧に関する知識・技術の概要 林道施設の点検・診断手法の概要 事業評価制度の概要	地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者、又は通信研修(治山・林道)を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・土木担当者)等	20	13	7	6/10 ~ 6/21	12	本 所	山梨県 ^{※1}

番号		研修の必要性	主 な 内 容	対 象 者	計画	人員(人)	実施時期	日数	 研修	備考
号	別じること	り修び必安に	工 4 7 4	为多有	計	民	国	(月/日)	(日)	実施課等	I/⊞ 2⊃
10	林道技術者育成2	林道事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を 図るため、現地実習等を通じて機器の取り扱い、設計 監理、施工管理、災害復旧、事業評価制度等の知識 及び技術を習得させ、林道業務の実務ができる技術 者を育成する。	林道の設計に関する知識・技術の概要 林道を設計するための基本的な現場実務 林道工事の監督業務や林道の維持管理に関する知識 施設災害復旧に関する知識・技術の概要 林道施設の点検・診断手法の概要 事業評価制度の概要	地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者、又は通信研修(治山・林道)を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・土木担当者)等	20	13	7	7/29 ~ 8/9	12	本 所	山梨県 ^{※1}
11	林道技術者育成3	林道事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を 図るため、現地実習等を通じて機器の取り扱い、設計 監理、施工管理、災害復旧、事業評価制度等の知識 及び技術を習得させ、林道業務の実務ができる技術 者を育成する。	林道の設計に関する知識・技術の概要 林道を設計するための基本的な現場実務 林道工事の監督業務や林道の維持管理に関する知識 施設災害復旧に関する知識・技術の概要 林道施設の点検・診断手法の概要 事業評価制度の概要	地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者又は通信研修(治山・林道)を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・土木担当者)等	20	13	7	9/2 ~ 9/13	12	本 所	山梨県 ^{※1}
		林業専用道の普及・定着を図るため、林業専用道の	++ ** 古田 **	サナハサロは喚きなが本は答用							山梨県 ^{※1}
12	林業専用道技術者1	路網計画の現地検討及び作設後の維持管理、利活 用の事例検討等を通じて、林業専用道作設について 指導ができる技術者を育成する。	林業専用道の路網計画、作設事例 林業専用道作設後の技術的課題 路網計画に関する現地検討	地方公共団体職員及び森林管理 局・署等職員(初任者レベルの者を 除く。)、森林総合監理士等	25	18	7	5/20 ~ 5/24	5	本 所	【森林総合監理士 フォローアップ研修】
13	林業専用道技術者2	林業専用道の普及・定着を図るため、林業専用道の 路網計画の現地検討及び作設後の維持管理、利活 用の事例検討等を通じて、林業専用道作設について 指導ができる技術者を育成する。	林業専用道の路網計画、作設事例 林業専用道作設後の技術的課題 路網計画に関する現地検討	地方公共団体職員及び森林管理 局・署等職員(初任者レベルの者を 除く。)、森林総合監理士等	25	18	7	7/8 ~ 7/12	5	本 所	山梨県 ^{※1} 【森林総合監理士 フォローアップ研修】
14	森林作業道作設指導者• 監督者	森林作業道の適切な作設に資するため、路体・路面の盛土の施工・締固め方法、排水方法など基礎的な技術を習得させ、森林作業道作設工事において的確な技術指導・管理監督ができる者を育成する。	森林作業道の作設方法と施工管理 路体構造調査 作設路線の評価	地方公共団体職員、森林管理局· 署等職員、森林総合監理士等	27	20	7	8/26 ~ 8/30	5	本 所	山梨県 ^{※1} 【森林総合監理士 フォローアップ研修】
15	治山(基礎)1	円滑な治山事業の推進のため、機器の取り扱い、治 山事業の基礎的な調査、計画、設計、施工、点検、診 断、事業評価制度、自然現象の基本的見方等の知識 及び技術を習得させ、治山業務の実務を遂行できる 技術者を育成する。	事業評価制度(費用対効果分析)の概要	地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者、又は通信研修(治山・林道)を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・林道担当者)等	30	20	10	5/28 ~ 6/7	11	本 所	山梨県 ^{※1}
16	治山(基礎)2	円滑な治山事業の推進のため、機器の取り扱い、治 山事業の基礎的な調査、計画、設計、施工、点検、診 断、事業評価制度、自然現象の基本的見方等の知識 及び技術を習得させ、治山業務の実務を遂行できる 技術者を育成する。	事業評価制度(費用対効果分析)の概要	地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね3年以下の者、又は通信研修(治山・林道)を修了した森林官等及び初任の森林管理署等治山・林道担当者)等	30	20	10	7/16 ~ 7/26	11	本 所	山梨県 ^{※1}
17	治山(設計)1	治山事業の調査・設計を担う技術者の技術力向上を 図るため、調査・測量・設計の現地実習等を通じ、自 ら設計もできる技術者を育成する。	治山事業の概要 治山調査・測量・設計の実践 災害復旧	地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね2年以上5年以下の者で、治山(基礎)研修を修了した者、あるいは治山(基礎)研修修了者と同等の知識を有する者)等	27	20	7	8/26 ~ 9/6	12	本 所	
18	治山(設計)2		治山事業の概要 治山調査・測量・設計の実践 災害復旧	地方公共団体職員及び森林管理局・署等職員(業務担当経験年数がおおむね2年以上5年以下の者で、治山(基礎)研修を修了した者、あるいは治山(基礎)研修修了者と同等の知識を有する者)等	27	20	7	9/30 ~ 10/11	12	本 所	

番号	研修の名称	研修の必要性	主な内容	対 象 者	計画]人員(人)	実施時期	日数	研修	備考
号	判修び石が	切修の必安に	エ な PA 合	对 多石	計	民	国	(月/日)	(日)	実施課等	加州石
19	治山(地すべり)	円滑な地すべり防止事業の推進のため、地すべり防止事業の調査、計画、設計、施工等に関する知識及び技術を習得させ、地すべり防止業務の実務を遂行できる者を育成する。	地すべり防止事業を取り巻く新たな動き 治山(地すべり関連)の先進的知識・技術 地すべり防止技術向上のための専門的技術 調査、計画、設計等の実務	地方公共団体職員及び森林管理 局・署等職員(業務担当経験年数 がおおむね3年以上の者)等	30	20	10	10/28 ~ 11/1	5	本 所	
20	保安林及び 林地開発許可(基礎)1	保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を 図るため、両制度に係る基本的な知識及び技術を習 得・向上させ、保安林の指定・解除、林地開発許可等 の業務を適切に実施できる者を育成する。	保安林制度について 保安林指定・解除及び指定施業要件変更の実務 林地開発許可制度について	地方公共団体職員(都道府県及び 条例に基づく権限移譲を受けた市 町村の職員)及び森林管理局・署 等職員(初任者レベルの者)等	40	33	7	6/11 ~ 6/14	4	本 所	
21	保安林及び 林地開発許可(基礎)2	保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を 図るため、両制度に係る基本的な知識及び技術を習得・向上させ、保安林の指定・解除、林地開発許可等 の業務を適切に実施できる者を育成する。	保安林制度について 保安林指定・解除及び指定施業要件変更の実務 林地開発許可制度について	地方公共団体職員(都道府県及び 条例に基づく権限移譲を受けた市 町村の職員)及び森林管理局・署 等職員(初任者レベルの者)等	40	33	7	9/17 ~ 9/20	4	本 所	
22	保安林及び 林地開発許可(実務)	保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を 図るため、制度運用上のより専門的・実践的な知識及 び技術を習得・向上させ、保安林の指定・解除、林地 開発許可等のほか、監督処分や行政不服審査等の 業務を適切に実施できる者を育成する。	保安林制度について 保安林指定・解除及び指定施業要件変更の実務 林地開発許可制度について 監督処分・行政不服審査事務 保安林解除及び林地開発許可等についての課題研究 演習	地方公共団体職員(都道府県及び 条例に基づく権限移譲を受けた市 町村の職員)及び森林管理局・署 等職員(初任者レベルの者を除 く。)等	40	33	7	11/26 ~ 11/29	4	本 所	
23	森林保護管理(病虫害)		森林保護行政の現状と課題 森林病虫害の現状と防除対策	地方公共団体職員、森林管理局· 署等職員等	32	25	7	7/16 ~ 7/19	4	本 所	
24	森林保護管理(獣害)	の再生に向けた森林整備を着実に実行していくため、		地方公共団体職員、森林管理局· 署等職員、森林総合監理士等	30	20	10	11/18 ~ 11/22	5	本 所	【森林総合監理士 フォローアップ研修】
25	森林総合監理士育成 (前期)1	地域の森林の整備・保全及び林業の成長産業化を推進するため、森林・林業に関する広範囲な知識及び技術、コミュニケーションや合意形成方法を習得させ、市町村森林整備計画の作成や実行監理等が適切に実施できる森林総合監理士を育成する。	林業・木材産業の現状 森林施業の方法 森林計画制度 路網整備 作業システム コミュニケーションとプレゼンテーション演習	地方公共団体職員、森林管理局・ 署等職員及び林業事業体職員(森 林総合監理士育成(後期)研修を 受講予定の者)等	45	28	17	6/17 ~ 6/21	5	本 所	
26	森林総合監理士育成 (前期)2	進するため、森林・林業に関する広範囲な知識及び 技術、コミュニケーションや合意形成方法を習得させ、 市町村森林整備計画の作成や実行監理等が適切に 実施できる森林総合監理士を育成する。	林業・木材産業の現状 森林施業の方法 森林計画制度 路網整備 作業システム コミュニケーションとプレゼンテーション演習	地方公共団体職員、森林管理局・ 署等職員及び林業事業体職員(森 林総合監理士育成(後期)研修を 受講予定の者)等	45	28	17	7/1 ~ 7/5	5	本 所	
27	森林総合監理士育成 (後期)1	成や実行監理等が適切に実施できる森林総合監理士を育成する。	森林施業演習 路網、伐採計画の作成演習 コミュニケーションとプレゼンテーション演習	地方公共団体職員、森林管理局・ 署等職員及び林業事業体職員(森 林総合監理士育成(前期)研修を 受講した者)等	30	19	11	8/6 ~ 8/9	4	本 所	北海道局 ^{※2}
28	森林総合監理士育成 (後期)2	地域の森林の整備・保全及び林業の成長産業化の推進のため、森林・林業に関する広範囲な知識及び技術、コミュニケーションや合意形成方法を現地における実践的手法で習得させ、市町村森林整備計画の作成や実行監理等が適切に実施できる森林総合監理士を育成する。	森林施業演習 路網、伐採計画の作成演習 コミュニケーション・トプレゼン・テーション 演習	地方公共団体職員、森林管理局・ 署等職員及び林業事業体職員(森 林総合監理士育成(前期)研修を 受講した者)等	30	18	12	8/27 ~ 8/30	4	本 所	関東局 ^{※2}

番	TT 1/2 0 31 TT 1/1		11 62 +4	計画	i人員(,	人)	実施時期	日数	研修	144-40
番号の名称	研修の必要性 	主 な 内 容 	対 象 者	計	民	国	(月/日)	(日)	実施課等	備考
29 森林総合監理士育成 (後期)3	地域の森林の整備・保全及び林業の成長産業化の推進のため、森林・林業に関する広範囲な知識及び技術、コミュニケーションや合意形成方法を現地における実践的手法で習得させ、市町村森林整備計画の作成や実行監理等が適切に実施できる森林総合監理士を育成する。	森林施業の方法 森林施業演習 路網、伐採計画の作成演習 コミュニケーションとプレゼンテーション演習	地方公共団体職員、森林管理局・ 署等職員及び林業事業体職員(森 林総合監理士育成(前期)研修を 受講した者)等	30	19	11	9/9 ~ 9/12	4	本 所	九州局 ^{※2}
30 林業金融実務•税制	林業経営の安定化・拡大・改善等の取組を支援し、意 欲と能力のある林業者等を育成・確保することで、林 業成長産業化を図るため、林業の金融制度及び税制 に係る専門的な知識を習得させ、林業金融・税制の業 務全般を適切に行える者を育成する。	林業税制の意義と実際	地方公共団体職員	47	47	0	6/25 ~ 6/28	4	本 所	
31 森林組合指導担当基礎	森林組合を適切に指導するため、森林組合法、森林 組合の会計制度、コンプライアンス等に関する森林組 合指導に当たっての幅広い知識及び実践的な能力を 習得させ、森林組合指導の実務を的確に遂行できる 者を育成する。	森林組合の現状と課題 コンプライアンスの確立 森林組合の経営状況の見方	都道府県の森林組合指導担当職 員	35	35	0	6/3 ~ 6/6	4	本 所	
32 チェーンソー伐木 造材技術(初級)	林業における労働災害及び健康障害を減少させ、安全な搬出間伐等を推進するため、伐木造材作業に関する基礎的な知識及び技術、健康障害防止や安全作業等に必要な知識等を習得させ、地域において安全な伐木造材作業等を指導することができる者を育成する。	伐木等の業務(労働安全衛生規則第36条第8号)に係る安全衛生特別教育(改正後の労働安全衛生規則第36条第8号の特別教育に対応) 防護用品の必要性 ISO規格による振動管理	地方公共団体職員	12	12	0	7/22 ~ 7/26	5	林業機械化センター	
33 チェーンソー伐木 造材技術(上級)	林業における労働災害及び健康障害を減少させ、安全な搬出間伐等を推進するため、伐木造材作業に関する技術、健康障害防止や安全作業等に必要な知識等のさらなる向上を図り、地域において安全な伐木造材作業等を指導することができる者を育成する。	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務(労働安全衛生規則第36条第8号の業務のうちチェーンソーを用いて行うもの及び同条第8号の2の業務)従事者安全衛生教育(平成4年4月23日付け基発第260号)振動障害の実態と健康管理 伐木造材作業における災害の現状と対策 (改正後の労働安全衛生規則第36条第8号の特別教育に対応する補講を含む)	地方公共団体職員(労働安全衛生 規則第36条第8号の特別教育修 了者)	12	12	0	11/25 ~ 11/29	5	林業機械化センター	
34 チェーンソー・刈払機1	チェーンソー及び刈払機による労働災害及び健康障害を防止するため、チェーンソー等に関する基礎的な知識及び技術、健康障害防止や安全作業等に必要な知識等を習得させる。	伐木等の業務(労働安全衛生規則第36条第8号の2) に係る安全衛生特別教育(改正後の労働安全衛生規則 第36条第8号の特別教育に対応) 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 防護用品の必要性	森林管理局•署等職員	12	0	12	6/10 ~ 6/14	5	林業機械化センター	
35 チェーンソー・刈払機2	チェーンソー及び刈払機による労働災害及び健康障害を防止するため、チェーンソー等に関する基礎的な知識及び技術、健康障害防止や安全作業等に必要な知識等を習得させる。	伐木等の業務(労働安全衛生規則第36条第8号の2) に係る安全衛生特別教育(改正後の労働安全衛生規則 第36条第8号の特別教育に対応) 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 防護用品の必要性	森林管理局•署等職員	12	0	12	7/8 ~ 7/12	5	林業機械化センター	
36 高性能林業機械 (女性担当者)		高性能林業機械の特性 高性能林業機械の安全な操作	地方公共団体職員(初任担当職員 及び高性能林業機械の操作経験 のない又は少ない職員)、森林管 理局・署等職員のうち女性職員	9	5	4	8/27 ~ 8/30	4	林業機械化センター	
37 高性能林業機械 (基礎)1	安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の基本操作等を通じて、高性能林業機械の特性や安全な操作方法、作業システムに関する基礎的な知識及び技術を習得させ、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。	高性高性能林業機械の特性	地方公共団体職員(初任担当職員 及び高性能林業機械の操作経験 のない又は少ない職員)、森林管 理局・署等職員、森林総合監理士 等	9	5	4	8/5 ~ 8/9	5	林業機械化センター	【森林総合監理士 フォローアップ研修】

番号	研修の名称	研修の必要性	主な内容	対 象 者	計画計	[]人員(] 民	人)	実施時期 (月/日)	日数 (日)	研修 実施課等	備考
38	高性能林業機械 (基礎)2	安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の基本操作等を通じて、高性能林業機械の特性や安全な操作方法、作業システムに関する基礎的な知識及び技術を習得させ、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。	高性高性能林業機械の特性	地方公共団体職員(初任担当職員 及び高性能林業機械の操作経験 のない又は少ない職員)、森林管 理局・署等職員、森林総合監理士 等	9	5	4	9/2 ~ 9/6	5	林業機械化センター	【森林総合監理士 フォローアップ研修】
39	高性能林業機械 (林業大学校指導者)	安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、高性能林業機械の基本操作等を通じて、高性能林業機械の特性や安全な操作方法に関する知識及び指導技術を習得させ、林業大学校等において高性能林業機械の普及指導ができる指導者を育成する。	高性能林業機械の特性と操作方法 高性能林業機械の安全な作業方法と指導のポイント	林業大学校指導者等	9	9	0	7/29 ~ 8/2	5	林業機械化センター	
40	高性能林業機械 (安全指導·前期)1	林業における労働災害を減少させ、安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき特別教育を必要とする業務に追加された車両系木材伐出機械等に関する知識及び技術を習得させ、地域において、的確な安全指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生	地方公共団体職員(業務担当経験 年数がおおむね3年以上であって、 車両系木材伐出機械等の特別教 育の講師等になり得る者)、林業大 学校指導者及び森林管理局・署等 職員(森林官・係長級以上の者)等 ※「高性能林業機械(安全指導・後 期)研修」の受講予定者に限る。	9	7	2	9/9 ~ 9/13	5	林業機械化センター	
41	高性能林業機械 (安全指導·前期)2	林業における労働災害を減少させ、安全かつ効率的な高性能林業機械作業を推進するため、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき特別教育を必要とする業務に追加された車両系木材伐出機械等に関する知識及び技術を習得させ、地域において、的確な安全指導ができる者を育成する。	車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生	地方公共団体職員(業務担当経験 年数がおおむね3年以上であって、 車両系木材伐出機械等の特別教 育の講師等になり得る者)、林業大 学校指導者及び森林管理局・署等 職員(森林官・係長級以上の者)等 ※「高性能林業機械(安全指導・後 期)研修」の受講予定者に限る。	9	7	2	10/7 ~ 10/11	5	林業機械化センター	
42	高性能林業機械 (安全指導•後期)		車両系木材伐出機械等の運転の業務に係る安全衛生 特別教育(学科) 車両系木材伐出機械等の法整備の背景・経緯 車両系木材伐出機械等作業の普及と安全推進について	地方公共団体職員(業務担当経験 年数がおおむね3年以上であって、 車両系木材伐出機械等の特別教 育の講師等になり得る者)、林業大 学校指導者及び森林管理局・署等 職員(森林官・係長級以上の者)等 ※「高性能林業機械(安全指導・前 期)研修」の修了者に限る。	18	14	4	1/23 ~ 1/24	2	林業機械化センター	
	高性能林業機械作業 システム(生産性)	安全かつ効率的な高性能林業機械作業システムの定着を図るため、スイングヤーダを用いた集材作業の実践及びデータ収集・生産性算出を通して、効果的で効率的な高性能林業機械作業システムの選択に必要な基礎知識を習得し、生産性向上に向けた指導ができる者を育成する。	生産性把握に必要な基礎知識 生産性の把握と算出 算出したデータの検討・検証	地方公共団体職員、森林管理局・ 署等職員(森林官、係長級の職員) 等	12	8	4	10/28 ~ 11/1	5	林業機械化センター	
44	森林作業道(基礎技術)	丈夫で簡易な、壊れにくい森林作業道の整備を促進するため、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)の運転技能講習を実施した上で、作設に当たっての基礎的な知識及び技術を習得させ、現場作設者へ的確な普及指導ができる者を育成する。	車両系建設機械(整地·運搬·積込み用及び掘削用)運転技能講習(学科・実技修了試験含む)森林作業道の作設に必要な基礎的な知識及び技術森林作業道に関する試験研究成果	地方公共団体職員(初任者レベルの者。「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習」修了者を除く。)	10	10	0	6/24 ~ 7/5	12	林業機械化センター	
45	森林作業道(作設技術)	丈夫で簡易な、壊れにくい森林作業道の整備を促進するため、車両系建設機械(ドラグショベル)による森林作業道の作設をはじめ、地形・地質等に応じた森林作業道作設に必要な実践的技術を習得させ、現場作設者へ的確な技術指導ができる者を育成する。	森林作業道作設指導に必要なポイント	地方公共団体職員(「車両系建設機械(整地·運搬·積込み用及び掘削用)運転技能講習」修了者相当レベル)、森林管理局·署等職員(森林官、係長級以上の者)等	9	7	2	11/18 ~ 11/22	5	林業機械化センター	

番	TT 1/2 C 2/ TE 1/4	> 1. 1. Ph	11 & tv	計画	人員()	L)	実施時期	日数	研修	/44 -4v
番号の名称	研修の必要性 	主 な 内 容 	対 象 者	計	民	国	(月/日)	(日)	実施課等	備考
全 (森林作業道改修)	分成長に伴う作業システムの変更に必要となる既設 路の線型変更等の森林作業道改修の技術を習得さ	森林作業道改修のポイントと改修事例 改修した森林作業道を活用した作業システムの検討 森林作業道改修実践 改修箇所の評価	地方公共団体職員(業務担当経験 3年以上の者で「車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削 用)運転技能講習」修了者)、森林 管理局・署等職員(森林官、係長級 以上の者)、民間事業体職員等	9	7	2	9/30 ~ 10/4	5	林業機械化センター	
47 実践研修(高性能林業 機械作業システム)	路網を活用した2巡目以降の搬出間伐を実践し、安全かつ効率的な高性能林業機械作業システムに関する知識及び技術を習得し、地域において的確な普及指導ができる者を育成する。	高性能林業機械に関する作業システムの知識 森林作業道の活用と作業システムの検討 高性能林業機械作業システム実践 作業システムの評価	地方公共団体職員(業務経験の3 年以上の者で伐木等の業務に係る 特別教育及び木材伐出機械の運 転業務にかかる特別教育修了 者)、森林管理局・署等職員(森林 官、係長級以上の者)、民間事業 体職員等	9	7	2	11/11 ~ 11/15	5	林業機械化センター	
48 集材架線	安全かつ効率的な林業架線作業を推進するため、索 張りの実践を通じた安全な架設、撤去の作業手順、集 材機の運転操作及び架線設計に関する知識及び技 術を習得させ、架線技術の普及指導・監督ができる者 を育成する。	機械集材装置の運転の業務に係る安全衛生特別教育 エンドレスタイラー式の架設・撤去作業の実践 ワイヤロープの取扱い 集材架線の設計	地方公共団体職員、森林管理局・ 署等職員(森林官、係長級以上の 者)、森林総合監理士、林業大学 校指導者等	15	10	5	5/28 ~ 6/7	11	林業機械化センター	【森林総合監理士 フォローアップ研修】
49 林業機械体験		チェーンソーの体験学習 高性能林業機械の体験学習 林野庁行政の役割と林業技術者への期待	大学生(林業関係学会会員)等	20	20	0	9/17 ~ 9/20	4	林業機械化センター	
50 木材産業・木材利用 (基礎知識)	木材産業の振興と木材利用の実需拡大を図るため、 木材の加工・流通、木造建築等に関する基礎知識を 習得させ、地域の木材産業に係る課題等に対応する とともに地域の木材利用を推進できる者を育成する。	木材産業・木材利用の現状と課題 木材の加工・流通の基礎知識 木造建築・住宅資材の基礎知識	地方公共団体職員及び森林管理 局·署等職員(初任者レベルの者) 等	35	28	7	12/2 ~ 12/6	5	本 所	山梨県 ^{※1}
51 木材産業・木材利用 (実践)	木材産業の振興と木材利用の実需拡大を図るため、 木材の加工・流通、木造公共建築物等に関する最新 の動向、知識及び技術を習得させ、地域の木材産業 等に係る課題を解決できる者を育成する。	木材産業・木材利用の現状と課題 木材の加工・流通 住宅資材、技術開発 大規模木造建築、木材利用推進	地方公共団体職員及び森林管理 局・署等職員(初任者レベルの者を 除く。)、森林総合監理士等	35	28	7	1/27 ~ 1/31	5	本 所	【森林総合監理士 フォローアップ研修】
52 木材産業・木材利用 (先進事例学習)	木材産業の振興と木材利用の実需拡大を図るため、 CLT(直交集成板)、バイオマス発電等について、全 国先進事例に関する講義や現地見学を通じて知見を 習得させ、地域の木材産業等に係る課題を解決でき る者を育成する。	木材の加工・流通に関する動向 木材のカスケード利用 木材市場、CLT工場 バイオマス発電施設	地方公共団体職員、森林管理局· 署等職員、森林総合監理士等	28	21	7	10/7 ~ 10/11	5	本 所	岡山県 ^{※1} (年次プラン) 【森林総合監理士 フォローアップ研修】
53 木質バイオマス利用	木質バイオマスの多様な利用による山村の振興と木 材利用の実需拡大を図るため、最新の海外及び国内 における先進的な取組事例等から木質バイオマスの 多様な利用に関する知識を習得させ、地域循環型利 用等を指導できる者を育成する。	最新の木質バイオマスの多様な利用の現状と課題 海外で普及定着している木質バイオマスの多様な利用 国内での先進的な取組事例(供給体制を含む。) 木質バイオマス用木材の地産地消に向けた取組	地方公共団体職員、森林管理局· 署等職員、森林総合監理士等	30	23	7	11/5 ~ 11/8	4	本 所	【森林総合監理士 フォローアップ研修】
54 公共建築物等木材利用促進	公共建築物等の木材利用促進を図るため、中大規模 木造建築物の設計に当たっての制度、木材や木質建 材の特性等についての知識及び木造建築の構造設 計についての基礎的な技術を習得させ、中大規模木 造建築物の構造設計及び発注等ができる者を育成す る。	建築基準法の解説・木造技術の最近の動き 中大規模木造のための木質系材料の知識 木造建築物の構造設計の基礎	地方公共団体職員等で公共建築 物等の構造設計及び発注等に係る 者	40	40	0	7/29 ~ 8/2	5	本 所	
55 木材輸出戦略	国産材を利用した付加価値の高い製品輸出を拡大していくため、木材輸出に係る最新の動向及び必要となる知見を習得させ、付加価値の高い国産材の輸出を指導できる者を育成する。	輸出先国の規格・規制、商慣行	地方公共団体職員、森林管理局· 署等職員等	20	15	5	11/6 ~ 11/8	3	本 所	

番号	研修の名称	研修の必要性	主な内容	対 象 者	計画]人員(人)	実施時期	日数	研修	備考
号	りである。	り修び必安に	エ な M 台	对 多有	計	民	囲	(月/日)	(日)	実施課等)#i 75
56	市町村林務担当者(基礎)	地域の森林・林業の中心的役割を担う市町村において、森林・林業の専門技術に精通した職員が少ないことから、森林・林業に関する基礎的な知識及び技術を習得させ、林務担当業務を円滑に遂行できる職員を育成する。		市町村林務担当職員(初任者レベ ルの者)	30	30	0	8/5 ~ 8/9	5	本 所	
57			林地台帳制度 森林境界明確化 施業の集約化 森林経営計画の策定	市町村林務担当職員(初任者レベルを除く。)等	47	47	0	5/13 ~ 5/17	5	本 所	
58	市町村林務担当者 (地域林政アドバイザー)	市町村の森林・林業行政の体制支援を図るため、市町村に係る最新事情を含む森林・林業施策全般に関する知識及び技術を習得させ、施策の企画立案や関係者への指導・助言ができる者を育成する。	市町村に係る森林・林業施策 森林計画制度、森林法令 森林経営、森林整備 森林情報の活用 アドバイザー活用事例の紹介	地域における市町村林務行政のア ドバイザーとなり得る者	54	47	7	6/24 ~ 6/28	5	本 所	「地域林政アドバイザー活用推進 要綱」で定める林 野庁が実施する 研修 ^{※3}
59	森林経営管理制度の実務	市町村森林経営管理事業の実施、経営管理実施権を	市町村が主体となった森林の経営管理の集積・集約事 例	市町村林務担当職員等(地域林政アドバイザー等の市町村に雇用されて森林経営管理制度に係る業務に従事する者や都道府県職員を含む)	47	47	0	7/10 ~ 7/12	3	本 所	
60	総合職新採用	職場適応能力を付与するため、林野庁職員としての 在り方、森林・林業政策に関する基礎知識等を習得さ せる。	林野庁職員としての心構え 森林・林業・木材産業の現状 現場実務に必要な技術 公務員としての規範	平成31年度国家公務員総合職採 用職員	17	0	17	4/22 ~ 4/26	5	本 所	
61	一般職(大卒程度)新採用	職場適応能力を付与するため、林野庁職員としての 在り方、森林・林業行政に関する基礎知識等を習得さ せる。	林野庁職員としての心構え 森林・林業・木材産業の現状 現場実務に必要な技術 公務員としての規範	平成31年度国家公務員一般職(大 卒程度)採用職員	70	0	70	4/8 ~ 4/12	5	本 所	
62			林野庁職員としての心構え 森林・林業・木材産業の現状 現場実務に必要な技術 公務員としての規範	平成31年度国家公務員一般職(高 卒者)採用職員	30	0	30	4/15 ~ 4/19	5	本 所	
63	研修企画運営実務 (先進事例学習)	人材育成の重要性が高まる中、各施策を現場のニーズに応じて実行し得る技術力を持った人材を各地域において育成していくため、林業大学校における教育企画運営など、人材育成の全国先進事例を学習することで実践的な知識及び技術を習得させ、人材育成の実務が遂行できる者を育成する。	林業大学校等の企画運営 技術者育成の教育企画運営手法 学生募集・就職等学生指導実務	地方公共団体職員、林野庁・森林 管理局・署等の研修実務・人材育 成の担当者、林業大学校・林業高 校の職員等	50	43	7	9/9 ~ 9/13	5	本 所	岐阜県 ^{※1} (年次プラン)
64	無人航空機活用技術1	林況、路網、山地被害等を効率的に把握するため、無人航空機の管理・運用、効果的な使用方法、無人航空機で撮影した写真等調査結果の解析等についての知識及び技術を習得させ、無人航空機を適切に活用できる技術者を育成する。	ドローンの飛行技術 ドローンの活用例	地方公共団体職員及び森林管理 局・署等職員(初級者レベルの者) 等	18	14	4	9/24 ~ 9/27	4	本 所	山梨県 ^{※1} (年次プラン)
65	無人航空機活用技術2	林況、路網、山地被害等を効率的に把握するため、無人航空機の管理・運用、効果的な使用方法、無人航空機で撮影した写真等調査結果の解析等についての知識及び技術を習得させ、無人航空機を適切に活用できる技術者を育成する。	ドローンの飛行技術 ドローンの活用例	地方公共団体職員及び森林管理 局・署等職員(初級者レベルの者) 等	18	14	4	10/15 ~ 10/18	4	本 所	山梨県 ^{※1} (年次プラン)

番	TH 1/2 - N TH 1/1	<u> </u>	11 A +v	計画	人員()	人)	 実施時期	日数	研修	
番号の名称	研修の必要性	主 な 内 容	対 象 者	計「	民	国	(月/日)	(日)	実施課等	備考
66 持続可能な森林経営のた めの政策立案能力の強化	優れた技術や先駆的取組について習得させ、持続的	持続可能な森林経営の概論 森林資源モニタリング手法 森林計画の立案手法 行動計画書に基づいた提案書の作成と評価	海外の中央政府及び地方政府の 森林経営・保全担当部局の行政官	12	12	0	8/21 ~ 9/19	30	本 所	
67 署長	国有林野の管理経営の基本理念を習得させるとともに、対外的危機管理等に必要な実践的能力を習得させ、国有林野の管理経営の適切な遂行に必要な管理指導能力、判断力をもった者を育成する。	国有林野及び地域の森林の管理経営 内部組織の管理能力の向上 外部対応能力の向上	森林管理署長の職(これと同等と 認められる職を含む。)に初めて任 用された職員	20	0	20	5/21 ~ 5/24	4	本 所	
68 行政能力向上(前期)	め、森林・林業施策に関する企画力やコミュニケーション・プレゼンテーション技術、民有林施策等の基礎	森林・林業施策の動向 森林・林業行政における国有林の役割 コミュニケーション、プレゼンテーション技法等の演習 企画力演習	林野庁及び森林管理局・署等職員 (森林官等の役付となるまでの期間において、林野庁本庁や現配置局と異なる局等での勤務を経験するよう計画的に人事配置された者)	15	0	15	4/22 ~ 4/26	5	本 所	
69 行政能力向上(後期)	森林・林業行政に係る最新の動向を習得させるとともに、行政能力向上(前期)研修以降の業務成果をまとめ・発表させることにより、地域の森林・林業行政に貢献できる者を育成する。	森林・林業施策の動向等 ファシリテーション、プレゼンテーション技法等の演習 業務成果発表	林野庁及び森林管理局·署等職員 ※H29年度「行政能力向上(前期) 研修」の修了者	8	0	8	2/17 ~ 2/21	5	本 所	
70 発注者綱紀保持		入札制度、談合、経済法等 他省庁や地方公共団体における先進的取組事例研究 リスク管理とコンプライアンス	森林管理局・署等の契約発注担当 職員等	28	0	28	12/11 ~ 12/13	3	本 所	
71 健康安全管理	職員の健康・安全管理に関する指導能力の向上を図るため、健康安全管理体制の強化、職場における健康安全管理等の指導に必要な幅広い情報、知識及び指導手法等を習得させ、現場で指導できる者を育成する。		森林管理局の安全衛生係長、局・ 署等の健康・安全衛生管理担当 者、健康及び安全管理に関する実 務的指導の担当職員(業務担当経 験年数がおおむね2年以下の者) 等	21	0	21	5/13 ~ 5/17	5	本 所	
72 地域対応力向上	要請を的確に把握し、さらに、様々な利害関係者と合	効果的な情報の発信 地域の声の引き出し、把握 地方行政の現状と課題 合意形成の技術 具体的な業務を想定した演習 コミュニケーション能力の向上	森林管理局・署等職員で地域との 窓口となる者(地域林政調整官、森 林技術指導官、地域統括森林官、 首席森林官、森林官等)	14	0	14	2/4 ~ 2/7	4	本 所	
73 民国連携推進	携による森林整備の方策やその施業方法、木材供給 の低コスト化や新たな需給拡大等に必要な知識及び	民有林施業の概要 国有林における民国連携の取組 生物多様性保全に配慮した管理経営及び森林被害対策 木材産業施策の課題と今後の展開方向	森林管理署等職員	21	0	21	1/20 ~ 1/24	5	本 所	
74 个的女儿供和	心コヘトかつ効学的は糸竹工座を推進するにのの	政策としての生産・販売事業 木材の加工・流通と販売 国有林材における安定供給等の取組	森林管理局・署等の収穫・生産・販売担当職員(業務担当経験年数がおおむね2年以下の者)等	21	0	21	12/2 ~ 12/6	5	本 所	
75 情報処理 (森林GIS技術者養成)	に依る商及な活用・建用官理についての知識及び技	森林GISの高度な利用 国有林GISを活用した事務・業務改善について 国有林GISのよくあるトラブルとその解決法	森林管理局・署等のGIS担当職員 等	14	0	14	1/15 ~ 1/17	3	本 所	

番	TT 校	→ <i>∤</i> 、由 宓	→ 在 →	計画	i人員()	人)	実施時期	日数	研修 備考
番号の名称	研修の必要性 	主な内容	対 象 者	計	民	围	(月/日)	(日)	実施課等
76 国有林野管理等の実務	国有林野の管理·処分、貸付·使用の円滑化と評価事務の適正な遂行を図るため、国有林野の活用等に関する専門的な知識を習得させ、国有林野の管理業務全般を行える者を育成する。	国有林野管理・処分業務の概要及び実務 国有林野の鑑定業務の実務等 国有林野の利活用業務の実務	森林管理局・署等職員(局鑑定官 及び署の財産管理、計画処分、貸 付担当職員等)	21	0	21	12/16 ~ 12/20	5	本 所
77 治山(災害対応・事業計画)	災害が激甚化・広域化する中、治山事業の実務を担う技術者の技術力の向上を図るため、航空レーザ計測、合成開ロレーダ、無人航空機等を用いた計画策定の演習を通じ、治山事業の計画をなお一層効率的に策定できる技術者を育成する。	治山事業の概要と現状 近年の災害発生状況(流木被害、火山噴火等)と対策 最新の調査手法 調査結果を活用した治山事業計画策定	森林管理局・署等職員(治山(基 礎)研修を終了した者、あるいは治 山(基礎)研修終了者と同等の知識 を有する者)等	15	0	15	10/28 ~ 11/1	5	本 所
78 通信研修(森林活用)	森林活用に関する基礎的な知識等を習得させ、森林 活用業務を適切に遂行できる者を育成する。	国有財産制度、国有林野管理に関する基礎知識 分収林制度に関する基礎知識 国有林野等貸付・使用等に関する基礎知識 森林空間総合利用に関する基礎知識 林野・土地の利活用に関する基礎知識	森林管理局•署等職員	40	0	40	6/1 ~ 2/28	9ヶ月	本 所
79 通信研修(治山・林道)	山・林道(林業専用道を含む。)関係業務を適切に遂 行できる者を育成する。	治山に関する基礎知識 林道に関する基礎知識 土質に関する基礎知識 測量に関する基礎知識 水理に関する基礎知識	森林管理局•署等職員	50	0	50	6/1 ~ 2/28	9ヶ月	本 所
79 コース	森林技術総合研修所 合計			2,003	1,236	767		440	計画日数は 通信研修を除く。
61 コース	本所 計			1,799	1,091	708		342	計画日数は 通信研修を除く。
18 コース	機械化センター 計			204	145	59		98	

備考欄について

- ※1 政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)に基づき、山梨、岐阜、岡山の各県内で実施する研修(山梨県については、従前からの継続分等も含む。)
- ※2 それぞれ、北海道森林管理局、関東森林管理局、九州森林管理局の管内で実施する研修
- ※3 番号58「市町村林務担当者(地域林政アドバイザー)」研修は、地域林政アドバイザー活用推進要綱(平成29年7月31日29林整計第141号)に定める林野庁が実施する研修